

の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(第二条第一項第一号)の下に「第八十七条の二」(第八十七条の二の下に加える部分に限る)公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定めるとする日

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一四日法律第五二号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。次に、次の各号に掲げる規定は、当該

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十二条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、「の書本」の下に「又は電磁的記録」に記録され

てある事項の全部を記録した電磁的記録を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三

定の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二

条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪行為の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定

(民法第九十九条第二項及び第一百五十五条(第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当権法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条等第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定並びに第三百八十七条の規定、第百九十八条の規定と並びて二年六月を越えない範囲内において政令で定める日

法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分に限る。）、同法第三十三条第一項の改正規定（同法中第

八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の二次に三条を加える改正規定(同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く)、同法第九十二条に五項を加える改正規定(同法第一百五十五条の改正規定(同法第八十五条及び)を「第八十五条から第八十六条まで及び)を「第八十五条から第八十六条まで」と改める部分を限る)、同法第百四十二条の二第二項の

める部分に附る。同法第百四十二条第二項の改正規定、同法第百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定

（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百一十七条の二に二条を加える文正規定、同法第五

十九条の次に二条を加える改正規定 同法附則二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規

定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の

目次の改正規定、同法第二十七條に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項

井定 第二条の改正規定（「第十八条」の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十

五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改

に見出される例は、同法附則第十二条第一項の規定によれば、正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加え

の改正規定、第百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条の下に「第十八条の二」を加える部分に限る。）、第三十一条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六

別表
(第十七條関係)

